

令和6年度 松江市立第三中学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】 豊かな人間性と自主的精神に支えられたたくましい実践力のある生徒の育成

【めざす生徒像】

○ 自ら考え、進んで学び合う生徒（自主） ○ 思いやりの心を持ち、お互いの良さを認め合う生徒（敬愛） ○ 自らを律し、鍛え高め合う生徒（剛健）

【生徒会 人権宣言】

1. 私たちは、自分と向き合い、自分を受け入れ、自信をもちます。
2. 私たちは、互いの個性を認め合い、よさを伝えあいます。
3. 私たちは、一人ひとりが自他を尊重するモデルとなり、笑顔を広げる三中ブランドを確立します。

【地域との連携】

学校運営協議会
学校ボランティア
地区懇談会
公民館・民生委員
主任児童委員
青少年健全育成協議会等

学 校 基 本 方 針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめから生徒たちを救うためには、自分を大切にすることや他を思いやる心を育み、協力し合う望ましい集団をつくることが大切であり、学校・家庭・地域や教育委員会等関係諸機関が一体となって取り組む必要がある。また、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為であること」「いじめはどの生徒にも、どの学校・学級でも起こりうる」という認識を一人一人の大人がもち、「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」に努めることが重要である。なお、毎年度、いじめ防止基本方針の点検と改善に務める。

【家庭との連携】

【関係機関との連携】

警察 児童相談所
松江市役所
社会福祉協議会
医療機関等

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

【 いじめの未然防止の取組 】

いじめ問題に対する教育の推進

- 道徳教育の充実
・「考え、議論する道徳」の授業づくり
- 自己有用感・自尊感情の体得
・学校行事、地域行事、小中一貫教育に関わる活動等への積極的な参画、参加
・「まつえ未来プロジェクト」の推進

人権教育・特別支援教育の推進

- 人権学習の充実
・全学級対象の人権に関する授業及び人権講演会
・生徒会による人権集会『Smile 祭』の実施
- 教職員研修の充実
・人権教育、特別支援教育、生徒指導、メディアに関する教育等の校内外研修の実施

インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 情報モラル教育の徹底
・「ネットいじめ」の防止のための「メディア講演会」「防犯教室」の実施

いじめを発生させない組織づくり

- 集団づくり 仲間づくり 絆づくり
・学級集団づくりにアンケートQ-Uを実施し、分析後に対応を実施
・特別支援教育の視点での学級づくり、教育のユニバーサルデザイン化
- いじめ問題への学校の取組の振り返り
・いじめ問題への対応に関する学校評価と改善

【 いじめの早期発見の取組 】

子どもの状態の把握

- 日常観察
・「プロシード」、教育相談等からの把握
・休み時間などの見守りの強化
- 適切な判断と素早い対応
・けんかやふざけ合いであっても「いじめ」にあたるかどうか「背景を知る」取組
・「いじめは見えにくい」という認識を全教職員でもつ

相談しやすい体制づくり

- 情報の共有と組織的な対応
・職員朝礼での報告、教育支援チームの情報を全教職員に回覧
・「生徒指導連絡会」の開催・・・毎週1回
・教育的なニーズのある生徒について情報共有及び対応を検討する「教育ニーズの会」の開催・・・毎月1回
- 教育相談体制の充実
・年2回の教育相談の実施
・SC・SW・SSWの活用（保護者対応も含め）
・校内相談窓口の周知、「いじめ相談電話ホットライン」の周知

アンケート等の活用

- 情報の分析と対応
・「アンケートQ-U」の結果の分析と対応
・全校生徒対象の「学校生活アンケート」の実施と対応

【 いじめへの対処 】

事案の発生

発見者による報告
生徒、保護者からの訴え

市教委

報告・連絡

松江三中いじめ対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭
特別支援 C0・該当学年部
（状況に応じて）
SSW・SW・SC・PTA役員・民生児童委員・警察・医療機関

情報共有

教職員

（ステップ1）組織としての情報共有

- ① ・聴き取り
・被害生徒への聴取
心情に寄り添いながら個別に個室で
・加害生徒への聴取
複数の場合は同時に個別に個室で
- ② 集約
- ③ 状況によっては再確認
* 各段階で時系列の記録を必ず取る
* 役割分担（いつ、どこで、誰が、誰になど）

（ステップ2）組織としての対応方針の決定

- ① 被害生徒対応・・・本人の安全確保・心のケア
- ② 加害生徒対応・・・人権侵害であるという毅然とした指導
・本人の思いの受け止め及び行動の背景を探る
- ③ 被害保護者対応・・・被害生徒の保護者連絡、信頼関係作り
・事実関係の説明
・今後の方針の説明
・保護者感情の丁寧な受け止め
・経過報告の約束
- ④ 加害保護者対応・・・加害生徒の保護者連絡・信頼関係作り
・事実関係の説明
・今後の方針の説明
・保護者感情の丁寧な受け止め
- ⑤ 観衆、傍観者への指導

（ステップ3）子どもたちへの指導・援護

- ① 指導
・被害生徒、加害生徒の状況の確認
・加害生徒への適切な指導
・被害保護者、加害保護者への説明の状況の確認
・観衆、傍観者への指導
- ② 援護
・被害生徒に対する見守り体制及び継続的な心のケア

（ステップ4）いじめ解消の判断

- ① いじめに係る行為が止んでいるか
- ② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないか

【 重大事態（重大ないじめ事案）への対応 】

- 一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条より）

市教委

事態発生の報告

学校主体と判断された場合の調査
の実施の指示・指導・助言

市長

松江三中いじめ対策委員会

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭
特別支援 C0・該当学年部
（状況に応じて）
SSW・SW・SC・PTA役員・民生児童委員・警察・医療機関

緊急職員会の招集

教職員

- ① 重大事態の調査組織を設置・・・市教委よりいじめ対応専門家チームの派遣
- ② 調査の実施
* いじめ行為の事実関係を、客観的に再調査する。場合によっては調査資料の再分析や新たな調査の実施
- ③ いじめを受けた生徒、保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を市教委に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置の実施